

岩手県都市計画ビジョン(概要)

第1章 はじめに

1 改訂の経緯

- 県全体としての都市づくりの基本理念や基本方針等を盛り込んだ岩手県都市計画ビジョンを平成16年(2004年)に策定
- 現行のビジョンで設定した基準年となる平成12年(2000年)から20年が経過し社会情勢等が大きく変化
- 人口減少、頻発化・激甚化する大規模な自然災害、脱炭素社会の構築などの課題への対応

2 位置づけ

- 都市計画法に拠らない県独自の任意計画で概ね20年後を展望
- 本県の都市計画の体系で最上位に位置づけ
- 都市計画区域マスタープランや個別都市計画の決定・変更の基本指針として活用
- 県及び市町村はビジョンの考え方に沿って都市計画制度を運用

第2章 都市づくりの現状と課題

- 人口減少・高齢化の急速な進行
- 巨大地震・津波への備え
- 頻発する大規模な自然災害への備え
- 顕在化する環境問題への対応
- 空き家・空き地の増加と都市の低密度化
- 広域的な道路ネットワークを生かした交流・連携の拡大
- 岩手の自然や歴史・文化を生かした景観形成
- 厳しい財政状況への対応
- 都市づくりに対する県民ニーズ

第3章 基本理念(将来都市像)

1 安心して快適に暮らせる都市

- 公共施設や商業施設など生活利便施設が充実し、多くの人々が中心市街地を訪れにぎわっている。
- 水害や土砂災害等に備えた防災施設と、安全に避難できる体制が整備され、誰もが安心して暮らせる環境が整っている。 など

2 交流・連携が活発で、活力ある産業が展開される都市

- 広域的な道路ネットワークや空港・港湾等が活用され、国内外の様々な地域と、人・モノが活発に交流・連携している。
- ものづくり産業などの活力ある産業が集積するとともに、新たな産業と雇用が創出され、誰もがやりがいを持ち仕事に就いている。 など

3 美しい自然と街並みを生かした魅力ある都市

- 岩手の豊かで美しい山、川、海等の自然と地域の人々が共生して生活している。
- 地域で育まれた歴史や文化が感じられる街道や建築物などの町並みを生かした魅力ある景観が、地域のブランド力となり、県内外から多くの人々が訪れている。 など

第4章 都市づくりの基本方針

1 利便性と安全性が確保されたコンパクトな都市づくり

- 医療、福祉、商業等の身近な生活に必要な都市機能は、各機能の特性に応じた一定の利用圏に誘導し、子育て・介護世代や高齢者などが安心して働き暮らしやすいまちづくりを推進します。
- 誰もが不自由なく外出できるよう、公共交通ネットワークの利便性を生かしたまちづくりを推進するとともに、道路交通などの環境整備を進めます。
- 将来起こり得る様々な自然災害に対して、県民が安全・安心に暮らせるよう、防災施設の整備と土地利用規制や避難体制整備などを一体的に進め、都市の防災力を向上させます。

2 産業と交流を支える地域ストックを生かした都市づくり

- 広域的な道路ネットワークによる県内外との交流・連携や日常生活圏の拡大を生かし、地域の活力を高めるものづくり産業などの基盤となるまちづくりを推進します。
- 港湾や空港などの活用による国内外との交流拡大を生かし、産業立地を支援する適正な土地利用や観光産業を支援する都市づくりを進めます。
- 空き家・空き地などの既存ストックの活用による起業やまちなかの活性化、民間参入による公共施設の管理・運営などの取組を推進します。

3 環境と共生する都市づくり

- 地域の自然や歴史・文化を感じられる都市景観を保全・創造し、都市景観を生かした魅力的なまちづくりを推進します。
- 低炭素で環境にやさしい持続可能な都市の実現を目指し、市街地内の都市施設の緑化等を進めるとともに、コンパクトな都市形成を推進します。

第5章 都市計画制度の運用方針 ※下線部は、各項目に対応する主な都市計画制度等

1 土地利用

- 都市計画区域
都市と自然環境が調和した土地利用が行われるよう、都市計画区域を適切に指定します。
・区域マスタープラン ・市町村マスタープラン 等
- 区域区分等
機能的な土地利用を図り、コンパクトで活力あるまちづくりを進めるため、区域区分を適切に運用します。
・区域区分 ・立地適正化計画 等
- 市街化区域、用途地域
都市のにぎわいをつくり、安全・安心に暮らしていくための居住環境が確保されるよう、用途地域等の指定や地区計画等の活用などを適切に運用します。
・用途地域 ・立地適正化計画 ・地区計画 等
- 市街化調整区域、用途白地地域
市街化を抑制しながら、既存集落の持続や産業動向への対応など地域の実情に応じた土地利用を図ります。
・開発許可 ・地区計画 等

2 都市施設

- 都市で暮らす人々の利便性の向上や都市空間の機能や魅力の向上に資する都市施設の整備を推進します。
・都市計画道路 ・都市公園 等

3 市街地開発事業等

- 都市を再生し、暮らしやすさを高め、良好な住環境を創出する市街地開発事業等を推進します。
・土地区画整理事業 ・市街地開発事業 ・都市再生整備計画事業 等

4 自然環境等の保全と活用

- 本県の豊かな自然環境や都市の歴史・文化を感じられるまちづくりを推進します。
・景観計画 ・地区計画 ・建築協定 ・景観協定 ・屋外広告物 等

5 災害に備えた安全で安心なまちづくり

- 津波や洪水、土砂災害など、将来起こり得る様々な自然災害に備え、安全で安心なまちづくりを推進します。
・用途地域 ・開発許可 ・立地適正化計画(防災指針) 等

6 多様な主体と連携したまちづくり

- 県と市町村が相互に協力・連携し、まちづくりの課題に適切に対応していきます。
・区域マスタープラン ・市町村マスタープラン ・立地適正化計画 等
住民やNPOとの協働によるまちづくりを展開します。
・地区計画 ・建築協議 ・景観協定 ・緑地協定 ・都市計画提案制度 等
民間事業者が主体となったまちづくりを推進します。
・地区計画 ・開発許可 ・都市再生推進法人 ・都市計画提案制度 等

第6章 広域振興圏ごとの都市づくり

県央広域振興圏 県南広域振興圏 沿岸広域振興圏 県北広域振興圏

地域特性に応じた都市づくりを推進するため、4広域振興圏ごとに現状と課題を整理し、地域が目指す都市づくりの基本方針を明示